

10 生活費確保のための支援策

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
1	山形県	経営開始資金 (新規就農者育成総合対策)	経営開始時に49歳以下の認定新規就農者	12.5万円(150万円/年)、最長3年間	—	予算の範囲内	(申し込み) 各市町村農林担当課	—	—
2	山形県	経営開始支援助成 (新規就農者育成総合対策)	・令和5年4月1日以降に県外から山形県に住 民票を異動した者(ただし、令和5年3月31 日以前に県外から本県に住民票を異動し、 研修を実施した者を含む) ・令和6年4月1日以降に農業経営を開始する 者 ・国庫事業の対象者(認定新規就農者)で ない者等	一世帯あたり75万円、最長1年間	—	予算の範囲内	(申し込み) 各市町村農林担当課	—	—
3	⑨朝日町	朝日町新規就農者等 支援事業	50歳以上で新規参入及び独立して農業経営 を始めた認定新規就農者	○新規就農者生活支援 生活費を補助。2.5万円/月以内とし、新規就農の 日から3年以内	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—
4	⑫東根市	新規就農者育成支援 給付金	新規就農者育成総合対策事業等の国の新規 就農者支援事業を受けている者。	交付1年目のみ年間30万円を交付する。	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—
5	⑳戸沢村	新規就農者支援事業	新規就農者育成総合対策(経営開始資金) の対象者	就農年次に50万円の給付。	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	0233-72-2111	http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/
6	㉔小国町	創農チャレンジ応援 給付金事業	・継続して就農が見込まれる者 ・サポーター(地域の認定農業者)から助 言・指導が得られるもの	新規就農希望者に対して、原則1年、年間120万円 の給付金を給付	随時募集	2名	農林振興課	0238-62-2408	—
7	㉓遊佐町	遊佐町チャレンジ ファーム事業(生活 支援)	遊佐町に生活の本拠を置きながら、町内で 農業研修を受ける研修生	遊佐町に生活の本拠を置きながら、町内で農業研 修を受ける研修生の生活を支援。研修期間6か月 以上の研修生に対し、月額4万円(最長1年間)。 ただし、就農準備資金受給者及び山形県独立就農 者育成研修事業(県支援型)における研修生につ いては最長2年間	随時募集	2名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp